

## 事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型) (通称:改善サポート経再)

### 制度の特徴

資材高騰や物価高、人手不足等による影響が続く中、事業再生に取り組む事業者の返済負担を緩和することで、早期の事業再生を促すことを目的とした制度です。

(改善サポート感染症対応型の終了(R7.3月末)に伴う後継制度です。)

対 象 者	保証制度要綱に記載しているいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
保 証 限 度 額	2億8,000万円
保 証 期 間	15年以内
据 置 期 間	3年以内（分割返済）
金 利	金融機関所定
保 証 料	0.30%
担 保	必要に応じて徴求
連 帯 保 証 人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です)